

## 研究成果実用化促進事業実施要領

19農会第1211号  
平成20年3月31日  
最終改正 21農会第869号  
平成21年12月15日  
農林水産技術会議事務局長通知

### 第1 趣旨

研究成果実用化促進事業の実施については、研究成果実用化促進事業実施要綱（平成20年3月31日付け19農会第1210号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び農林水産省における研究開発評価に関する指針（平成18年3月31日付け農林水産技術会議決定）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

### 第2 研究課題の公募

- 1 本事業においては、農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）が別に定めるところにより、研究課題を公募するものとする。
- 2 本事業に応募する研究課題は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
  - ① 要綱第2の1の開発研究の基礎となる研究成果（以下「基礎成果」という。）は、過去に委託プロジェクト研究又は農林水産省所管の競争的資金等により創出されたものであること
  - ② 基礎成果について、これまで十分に普及するに至っていない理由及びその解決策が明確となっていること
  - ③ 基礎成果の特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権のことをいう。以下同じ。）に係る使用料について、事業実施主体と特許権等の所有者との間で事業実施期間中は無償とすることが約されていること

### 第3 地域農業研究・普及協議会

要綱第3に定める事業実施主体である地域農業研究・普及協議会（以下「地域協議会」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 地域協議会の構成員に、研究を実施する機関（以下「研究実施機関」という。）が含まれること（ただし、研究実施機関は、公設試（都道府県の試験研究機関又は都道府県若しくは都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）であって試験研究に関する業務を行うものをいう。）、民間企業又は大学に限り、基礎成果の開発を担当した機関を除く。）
- ② 地域協議会の構成員に、研究実施機関が行う研究の成果の実用化を支援する機関（以下「実用化支援機関」という。）として、都道府県の普及組織（農業改良助長法（昭和23年法律第165号）に基づく協同農業普及事業を実施する機関をいう。）、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）が含まれること

- ③ 次に掲げる事項を定めた地域協議会の運営等に係る規約が作成されていること
- ア 地域協議会の構成員、代表者及び事務局
  - イ 地域協議会を解散した場合の地位の継承者
  - ウ 地域協議会の事務処理及び会計処理の方法
  - エ その他地域協議会の運営に必要な事項

#### 第4 事業実施計画の提出

要綱第5の1の(1)の事業実施計画の提出は、別紙様式第1号により、事務局長が別に定める期日までに行うものとする。

#### 第5 事業の評価

##### 1 評価体制

##### (1) 評価会の開催

事務局長は、本事業の適正な評価を行うため、研究成果実用化促進事業研究課題評価分科会（以下「評価会」という。）を開催するものとする。

##### (2) 評価会委員の構成

評価会は、外部専門家（評価対象の研究分野又はそれに関連する分野の専門家で、農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）に属さない者をいう。以下同じ。）をもって構成するものとする。また、必要に応じ、有識者（評価対象とは異なる分野の専門家又は事務局に所属する者その他の有識者をいう。以下同じ。）を委員に加えることができるものとする。

##### (3) 評価会委員の委嘱

ア 事務局長は、外部専門家又は有識者であって、次に掲げる条件を満たす者のうちから評価会委員を委嘱するものとする。

(ア) 本事業に係る研究課題について十分な評価能力を有し、かつ公正な立場から評価を行うことができる者であること

(イ) その氏名及び所属並びにその者が行う評価結果の内容の公表について予め同意している者であること

イ 委嘱期間は、原則として3年とする。

ウ 事務局長は、評価会委員がアに定める要件を欠く場合のほか、評価会委員として適当でないと認められる場合には、委嘱を取り消すことができる。

##### (4) 評価会委員の任務等

ア 評価会委員は、事務局長が評価を依頼した研究課題について評価するものとする。ただし、評価に当たっては、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにするとともに、利害関係者が加わる場合には、その理由を明確にするものとする。

イ 利害関係者の範囲は、次の(ア)から(オ)に定めるとおりとする。

(ア) 当該研究課題の中で研究担当者となっている場合

(イ) 当該研究課題の研究担当者と同一の民間企業又は大学、独立行政法人等の研究機関における同一の学科、研究所等に所属する場合

(ウ) 当該研究課題の研究担当者と親族関係にある場合

(エ) 当該研究課題の研究担当者と直接的な競争関係にある場合

(オ) その他公正な判断を行うに当たり適当でないと、事務局が判断した場合

##### (5) 評価会座長

評価会に座長を置き、評価会委員が互選する。

(6) 評価会の運営

評価会に関する庶務は、農林水産技術会議事務局研究推進課が行う。

(7) 評価会への関係者の出席

評価会には、研究課題の説明等のため、事業実施主体の職員及び事務局関係職員のほか、座長が必要と認めた者を出席させることができる。

2 評価の方法

事務局長は、次に定めるとおり、事前評価及び事後評価を実施するものとする。

(1) 事前評価

応募された研究課題ごとに、研究の開始前に、当該研究全体の計画及び初年度の研究計画について評価を行うものとし、その方法は次のとおりとする。

ア 事務局長は、原則として、評価会の開催前に、事業実施主体が提出した書類（以下「応募書類」という。）を評価会委員に送付する。

イ 評価会委員は、送付された応募書類に基づき別紙様式第2-1号の評価票を作成し、座長はこれを取りまとめて、ヒアリングを行う研究課題（以下「ヒアリング対象課題」という。）を決定する。

ウ イによりヒアリング対象課題を決定したときは、事務局長は、評価会を開催する。評価会においては、ヒアリング対象課題ごとに事業実施主体からヒアリングを行い、評価会委員は、応募書類及び当該ヒアリングの結果に基づき、別紙様式第2-2号の評価票を作成する。座長はこれを取りまとめて評価会に報告するものとし、評価会は報告に基づきヒアリング対象課題の評価結果を決定する。

(2) 事後評価

実施された研究課題ごとに、本事業の終了前の適切な時期に評価を行うものとし、その方法は次のとおりとする。

ア 評価の実施に当たり、事務局長は、評価会を開催する。

イ 評価会においては、研究課題ごとに事業実施主体からヒアリングを行い、評価会委員は、当該ヒアリングの結果に基づき、別紙様式2-3の評価票を作成する。座長は、これを取りまとめて評価会に報告する。評価会は、その報告に基づきヒアリング対象課題の評価結果を決定する。

3 評価結果に基づく対応措置及び反映

(1) 事務局長は、評価会の評価結果に基づき、事前評価にあつては研究課題の採否、事後評価にあつては成果の活用等所要の対応措置を決定する。この際、必要に応じ、評価会の意見を聴くことができる。

(2) 事務局長は、(1)の決定を行った場合には、決定結果を評価会における評価結果のとりまとめとともに、農林水産技術会議に報告するものとする。

(3) 事務局長は、(1)の決定を行った場合には、事業実施主体に、その応募又は実施した研究課題に係る決定結果を通知するとともに、当該事業実施主体の要請に応じて、その理由について説明するものとする。

(4) 事務局は、(1)の決定に基づき、予算への反映等必要な手続を行うものとする。

4 評価結果の公表

事務局長は、3の(1)の決定に基づき、インターネット等で公表するものとする。

第6 成果の取扱い

1 事業実施主体は、本事業による研究の成果たる特許権等の取扱いについて、次の

(1) から (3) の規定に従うものとする。

- (1) 本事業により成果が得られた場合には、特許権等の権利の出願後、別紙様式第3号により特許権等の出願を報告する出願報告書を作成し、遅滞なく事務局長に提出すること
  - (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること
  - (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること
- 2 事業実施主体は、特許権等について国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に事務局長に協議してその承諾を得なければならない。また、1の(1)から(3)の規定に従うことを当該第三者に約させなければならない。
  - 3 事業実施主体が1の(1)から(3)までの規定に従わない場合には、国は交付した補助金の返還を命じるとともに事業実施主体の名称等を公表する等の措置を講ずるものとする。

## 第7 事業成果の報告

事業実施主体は、別紙様式第4号により作成した研究成果実用化促進事業成果報告書（以下「成果報告書」という。）を、本事業を実施した年度の翌年度の4月10日までに提出するものとする。

## 第8 収益納付

- 1 事業実施主体は、別紙様式第5号により、本事業の成果による年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業が終了した翌年度から起算して5年間、毎事業年度末から90日以内に事務局長に提出しなければならない。
- 2 1の期間中に、特許権等の譲渡若しくは実施権の設定又は成果の企業化が発生した場合には、収益状況報告書を提出すべき期間は、1の規定にかかわらず、発生した年度から起算して5年間延長するものとする。
- 3 事務局長は、1の収益状況報告書に基づき、事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、次のとおり交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し納付を命ずることができるものとする。
  - (1) 特許権等の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合の納付する金額は、次の算式のとおりとする。
$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担額}) \times (\text{補助金の確定額の総額} / \text{補助事業に関連して支出された技術開発費総額}) - \text{前年度までの納付額}$$
    - ① 式中「収益の累計額」とは、特許権等の譲渡又は実施権の設定により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。
    - ② 式中「補助事業に関連して支出された技術開発費総額」とは、補助金の確定額の総額、補助事業の自己負担額及び当該特許権等を得るために要した補助事業以外の技術開発費の合計額をいう。
  - (2) 補助事業の成果の企業化により収益が生じた場合の納付する額は、次の算式のとおりとする。
$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担額}) \times (\text{補助金の確定額の総額} /$$

企業化に係る総費用) × 企業化利用割合 - 前年度までの納付額

- ① 式中「収益の累計額」とは、補助事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益について、当該年度までの累計額をいう。
  - ② 式中「企業化に係る総費用」とは、補助金の確定額の総額、補助事業の自己負担額及び当該製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額をいう。
  - ③ 式中「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める、補助事業の成果物の製造原価の割合をいう。
- 4 収益納付額の上限は、交付された補助金の確定額の総額から、補助事業に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。
  - 5 収益を納付する期間は、1の収益状況報告書を提出すべき期間と同様とする。

別紙様式第1号（第4関係）

〇〇年度 研究成果実用化促進事業実施計画書

番 号  
年 月 日

農林水産省  
農林水産技術会議事務局長 殿

住 所  
機 関 名  
代表者氏名 印

〇〇年度において、下記のとおり研究成果実用化促進事業を実施したいので、研究成果実用化促進事業実施要領第4の規定により事業実施計画書を提出します。

記

- 1 研究課題名
- 2 研究の目的  
(研究の背景、社会的・技術的問題点及び対応策、研究課題の特徴、農林水産研究基本計画の期別達成目標に該当する箇所等を概説すること。)
- 3 研究の目標  
(研究により達成すべき水準を記載すること。)
- 4 研究の内容  
(研究実施機関にあつては(1)、実用化支援機関にあつては(2)について記載すること。)
  - (1) 研究の実施に必要な事業
    - ア 基礎成果の概要  
(基礎成果の開発担当機関の名称及び研究内容等を記載すること。)
    - イ 研究の内容  
(研究項目、材料、方法等を具体的に記載すること。)
    - ウ 期待される効果  
(本事業を実施することにより、どの程度の成果が期待されるか等について具体的に記載すること。)
    - エ 研究の実施場所  
(2箇所以上に分かれるときは、すべて記載すること。)
    - オ 研究担当者の氏名及び略歴

(主任研究員、研究員について記載すること。)

(2) 研究成果の実用化支援に必要な事業

(現地指導、推進会議、成果報告会の開催運営等について具体的に記載すること。)

## 5 経費の配分

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	自己資金	
1 研究開発費	円	円	円	
(1) 直接経費				
①研究員費				
②備品費				
③試験研究費				
④研究委託費				
(2) 一般管理費				
2 実用化支援費				
計				

(注) 1 研究委託費の項に係る備考欄には、委託先機関名を記載すること。

2 一般管理費の項に係る備考欄には、研究委託費を除く直接経費に対する当該比率を% (小数点以下切り上げ) で記載すること。

## 6 研究課題の完了予定年月日

7 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		備 考
			増	△減	
1 国庫補助金 2 自己資金	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		備 考
			増	△減	
1 研究開発費 (1) 直接経費 ① 研究員費 ② 備品費 ③ 試験研究費 ④ 研究委託費 (2) 一般管理費 2 実用化支援費	円	円	円	円	
計					

(注)各費目の細目ごとに具体的に記載し、備考欄には経費積算の基礎等を記載すること。

8 添付書類

- (1) 機器等の管理運営に関する規定 (案) 又は要領 (案)
- (2) 一般管理費の使用に関する規定 (案) 等
- (3) 委託契約書 (案) (又は写し)

別紙様式第2-1号（第5の2の（1）のイ関係）

研究成果実用化促進事業に係る評価票  
 <事前評価（書面審査）>

評価会委員名： \_\_\_\_\_

研究課題名			
機関名			
評価項目	評価	所見	点数 (事務局記載欄)
① 設定した課題が政策ニーズに合致しているか（必要性）	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
② 見込まれる成果が投入される資金に見合ったものであるか（効率性）	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
③ 成果を生むに十分な研究実施体制となっているか（効率性）	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
④ 生み出された成果が生産現場に確実に普及されるか（妥当性）	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
合 計			
総合コメント	(所見)		

- 注) 1. 評価委員会委員は、評価項目ごとの「評価」欄の、該当すると思われる評価ランク（A、B、C、Dのいずれか1つ）に○を付す。
2. 評価委員会委員は、評価項目ごとの「所見」欄、及び「総合コメント」欄に簡潔に所見（評価の理由等）を記載する。
3. 評価項目ごとの配点は以下のとおりとする。
- 項目① A：6点、B：4点、C：2点、D：0点
  - 項目②・③ A：3点、B：2点、C：1点、D：0点
  - 項目④ A：10点、B：6点、C：3点、D：0点
3. 評価項目ごとの合計点が総合評価であり、合計点の高い研究課題を優先的に採択するものとする。

別紙様式第2-2号（第5の2の（1）のウ関係）

研究成果実用化促進事業に係る評価票  
 <事前評価（ヒアリング）>

評価会委員名： \_\_\_\_\_

研究課題名			
機関名			
評価項目	評価	所見	点数 (事務局記載欄)
① 設定した課題が政策ニーズに合致しているか（必要性）	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
② 見込まれる成果が投入される資金に見合ったものであるか（効率性）	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
③ 成果を生むに十分な研究実施体制となっているか（有効性）	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
④ 生み出された成果が生産現場に確実に普及されるか（妥当性）	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
合		計	
総合コメント	(所見)		

- 注) 1. 評価委員会委員は、評価項目ごとの「評価」欄の、該当すると思われる評価ランク（A、B、C、Dのいずれか1つ）に○を付す。
2. 評価委員会委員は、評価項目ごとの「所見」欄、及び「総合コメント」欄に簡潔に所見（評価の理由等）を記載する。
3. 評価項目ごとの配点は以下のとおりとする。
- 項目①      A：6点、B：4点、C：2点、D：0点
- 項目②・③    A：3点、B：2点、C：1点、D：0点
- 項目④      A：10点、B：6点、C：3点、D：0点
3. 評価項目ごとの合計点が総合評価であり、合計点の高い研究課題を優先的に採択するものとする。

別紙様式第2-3号（第5の2の（2）のイ関係）

研究成果実用化促進事業に係る評価票  
 <事後評価>

評価会委員名： \_\_\_\_\_

研究課題名			
機関名			
評価項目	評価	所見	点数 (事務局記載欄)
① 研究計画が予定どおりに進捗したか（進捗性）	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
② 発現した成果が投入された資金に見合ったものであったか（効率性）	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
③ 成果を生むに十分な研究実施体制であったか（有効性）	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
④ 生み出された成果が生産現場に確実に普及されたか（妥当性）	A：優れている B：妥当である C：許容できる D：評価に値しない		
合 計			
総合コメント	(所見)		

- 注) 1. 評価委員会委員は、評価項目ごとの「評価」欄の、該当すると思われる評価ランク（A、B、C、Dのいずれか1つ）に○を付す。
2. 評価委員会委員は、評価項目ごとの「所見」欄、及び「総合コメント」欄に簡潔に所見（評価の理由等）を記載する。
3. 評価項目ごとの配点は以下のとおりとする。
- 項目①      A：6点、B：4点、C：2点、D：0点
- 項目②・③    A：3点、B：2点、C：1点、D：0点
- 項目④      A：10点、B：6点、C：3点、D：0点
3. 評価項目ごとの合計点が総合評価であり、合計点の高い研究課題を優先的に採択するものとする。

別紙様式第3号（第6の1関係）

〇〇年度 研究成果実用化促進事業特許権等出願報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省  
農林水産技術会議事務局長 殿

住 所  
機 関 名  
代表者氏名 印

〇〇年度において、下記のとおり研究成果実用化促進事業の研究成果に係る特許権等を出願したので、研究成果実用化促進事業実施要領第6の1の規定により特許権等出願報告書を提出します。

記

- 1 研究課題名
- 2 出願した特許権等の内容
  - (1) 番号
  - (2) 出願日
  - (3) 発明の名称
  - (4) 種類
  - (5) 出願人
  - (6) 発明者

別紙様式第4号（第7関係）

〇〇年度 研究成果実用化促進事業成果報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省  
農林水産技術会議事務局長 殿

住 所  
機 関 名  
代表者氏名 印

〇〇年度において、下記のとおり研究成果実用化促進事業を実施したので、研究成果実用化促進事業実施要領第7の規定により成果報告書を提出します。

記

- 1 研究課題名
- 2 研究の目的  
(研究の背景、社会的・技術的問題点及び対応策、研究課題の特徴、農林水産研究基本計画の期別達成目標に該当する箇所等を概説すること。)
- 3 研究の目標  
(研究により達成すべき水準を記載すること。)
- 4 研究の内容  
(研究実施機関にあつては(1)、実用化支援機関にあつては(2)について記載すること。)
  - (1) 研究の実施に必要な事業
    - ア 基礎成果の概要  
(基礎成果の開発担当機関の名称及び研究内容等を記載すること。)
    - イ 研究の内容  
(研究項目、材料、方法等を具体的に記載すること。)
    - ウ 研究実施の摘要  
(これまでの研究実績を250字以内で記載すること。)
    - エ 考察
    - オ まとめ

カ 今後の問題点

キ 特許出願、学会発表等

(2) 研究成果の実用化支援に必要な事業

(現地指導、推進会議、成果報告会の開催運営等について具体的に記載すること。)

別紙様式第5号（第8関係）

〇〇年度 研究成果実用化促進事業収益状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省  
農林水産技術会議事務局長 殿

住 所  
機 関 名  
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があつた研究成果実用化促進事業に関する 年度の収益の状況について、研究成果実用化促進事業実施要領第8の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	研究課題名	
2	補助事業に係る特許権等の譲渡又は実施権の設定による収益の累計額	円
3	補助事業の成果の企業化による収益の累計額	円
4	補助事業に関連して支出された研究開発費の総額	円
5	企業化に係る費用の総額	円
6	企業化利用割合	円
7	補助事業の自己負担額	円
8	補助金の確定額	
	年 月 日付け 第 号確定	円
	年 月 日付け 第 号確定	円
	計	円
9	前年度までの収益納付額	円
10	本年度収益納付額	円

(注) 1. 上記2から6については、補助事業の成果に係る特許権等及び製品ごとに算出すること。  
2. 各項目の算出の根拠となる資料を添付すること。